

## 一般社団法人 団地再生支援協会 団地管理組合情報会員の位置づけ

平成30年5月14日

### (概要)

- ・定款第4条に定める協会の広報事業、支援事業の一環として、団地管理組合を対象とする新たにサービス提供を行う。
- ・サービス提供の対象者の名称は、団地管理組合情報会員（略称、団地情報会員）とする。

### (入会、退会)

- ・団地管理組合情報会員になる資格は、当該管理組合とする。
- ・入会を希望する団地管理組合は、団地再生支援協会理事会が定める入会申込書を団地再生支援協会会長に提出し、団地再生支援協会理事会の承認を得なければならない。
- ・当該団地からの入会申込みは、当該団地管理組合理事長の署名と押印を必要とする。
- ・退会には、団地再生支援協会会長あてに退会届を提出し、任意に退会することができる。

### (会費)

- ・団地管理組合情報会員は、会費の納入を必要としない。

### (その他)

- ・団地管理組合情報会員は、団地再生支援協会から各種案内や情報提供を受けることができる。
- ・団地管理組合情報会員は、団地再生支援協会に各種相談することができる。初回相談は原則無料とする。但し内容及び作業、回数等により有料とする。
- ・団地管理組合情報会員は、協会からのアンケート等の情報提供依頼に対応することとする。

### (改定)

- ・状況に応じて、改定していく。